令和８年度観光産業の魅力発信に係るインタビュー記事制作等業務
業務仕様書

１　業務の目的

本県では、転職希望者や将来的な担い手となる若者に向け県内観光産業の魅力を発信することに加え、観光事業者の情報収集先として活用できるプラットフォームとして「みえ観光みらいNAVI」（Webサイト）を運営している。

本業務は、「みえ観光みらい NAVI」に掲載するコンテンツをさらに充実させ、県内観光産業の魅力発信を促進することを目的として、従業員等インタビュー記事・ショート動画や観光事業者の取組紹介記事の制作等の業務を委託するものである。

２　業務名

令和８年度観光産業の魅力発信に係るインタビュー記事制作等業務

３　契約期間

契約日から令和９年３月２９日（月）まで

４　業務内容

業務の内容は、（１）従業員等のインタビュー記事・ショート動画の制作、（２）事業者の取組紹介記事の制作、（３）Instagram による情報発信　とする。

【参考「みえ観光みらいNAVI」：https://mie-kanko-mirai-navi.pref.mie.lg.jp/】

（１）従業員等のインタビュー記事・ショート動画の制作

・県内観光産業で働く従業員等にインタビューし、記事を制作すること。
・インタビュー記事は、転職希望者、担い手となる若者やその保護者に向けて、県内観光産業で働く魅力が伝わるような内容とすること。
・記事の内容は、少なくとも業務内容・働き方、働くきっかけ、仕事に対する思いを含むこととし、１記事あたり 2,000 字程度で紹介すること。
・インタビュー記事は、５件以上制作すること。また、そのうち少なくとも３件は、働く様子がわかりやすく伝わるよう、ショート動画も制作すること。
・動画の尺は 30～60 秒を基本とし、最大でも 90 秒とする。構成は、事前に県と協議のうえ決定すること。
・動画制作については、動画の構成・撮影・編集・ディレクション等、一切の業務を含むこととする。
・音楽素材やイラスト等の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。
・制作したインタビュー記事及びショート動画は、「みえ観光みらいNAVI」内の「三重の観光産業で働く先輩インタビュー」に掲載する（参考：https://mie-kanko-mirai-navi.pref.mie.lg.jp/workstyle/story/）。サイトへの掲載は原則県観光戦略課職員が行うが、レイアウト等調整が必要な場合は、サイトの運用・保守管理業務受託者（アライブ株式会社）と適宜調整を行うこと。

・インタビューする事業者への連絡、スケジュール調整等、インタビュー実施に係る一切の調整は、受託事業者が行うこと。なお、インタビューする事業者は、県と協議のうえ選定すること。
・インタビューの実施、記事掲載にあたり許可等が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。なお、取材協力に対する謝礼は想定しないものとする。
・人物の掲載等にあたっては書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。

（２）事業者の取組紹介記事の制作

・観光事業者や観光事業者を支援する機関（DMOや観光協会、商工会議所・商工会等）向けに、県内観光事業者が推進する生産性向上や人材確保・育成・定着の取組を取材し、その紹介記事を制作すること。
・生産性向上や人材確保・育成・定着に関する取組については、県観光戦略課が実施する事業「観光産業の生産性向上推進事業」や「観光事業者の人材戦略支援事業」に参加している事業者（過年度に参加した事業者含む）から選定すること。なお、上記事業の参加事業者の情報は、県からリストを提供する。
※上記事業は、観光事業者の生産性向上や人材確保・育成・定着に関する課題について、専門家による伴走型支援を通じて、事業者が課題解決に取り組むもの。
・記事の内容は、取組内容、取組に対する成果、苦慮した点等を含み、１記事あたり7,000字程度で紹介すること。
・紹介記事は、１件以上制作すること。なお、取材対象とする事業者は、県と協議のうえ選定すること。
・制作した記事は、「みえ観光みらいNAVI」内の「現場改革に挑戦する事業者インタビュー」に掲載する（参考：https://mie-kanko-mirai-navi.pref.mie.lg.jp/initiative/）。サイトへの掲載は原則県観光戦略課職員が行うが、レイアウト等調整が必要な場合は、サイトの運用・保守管理業務受託者（アライブ株式会社）と適宜調整を行うこと。
・取材する事業者への連絡、スケジュール調整等、取材実施に係る一切の調整は、受託事業者が実施すること。
・インタビューの実施、記事掲載にあたり許可等が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
・人物の掲載等にあたっては書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。

（３）Instagramによる情報発信

・上記（１）（２）で制作した記事が多くの方に閲覧されるよう、Instagramを活用した情報発信を行うこと。
・配信用アカウントの開設は受託者が行うこと。なお、本業務終了後、アカウントは閉鎖または県観光戦略課に引継ぎを行うこと。
・記事の概要が伝わるフィード投稿（画像）の制作・投稿を行い、「みえ観光みらいNAVI」への流入を増やすこと。

・上記（１）（２）で制作した全ての記事に関するフィード投稿を行うこと。なお、フィード投稿は画像とし、各記事２枚以上の画像を制作し投稿すること。
・上記（１）で制作したショート動画を活用し、リール動画を投稿すること。なお、上記（１）で制作したショート動画は全てリール動画として投稿すること。
・本業務との関連を装う偽アカウントの発生や攻撃的な投稿が行われた場合の対応など、Instagram を事業活用するうえでのリスク管理の手法を設定するとともに、実際にトラブルが生じた場合には速やかに委託者へ報告し、必要な対応を行うこと。

５　事業実施報告書の作成

事業全体の実施内容（当日の様子を撮影した写真等の記録も含む）を記載した事業実施報告書を作成すること。

６　業務遂行体制

（１）業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

（２）連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

（３）その他

業務担当者及び作業員は、県庁舎内及び支援対象者の事業所等において業務を遂行する際は、社員証等の受託者であることが証明できるものを携帯すること。

７　納品物

（１）制作した全ての記事・動画（電子データ）
（２）撮影した写真（電子データ）
（３）事業実施報告書：電子媒体、紙媒体（原則としてＡ４版、両面印刷）各１部
（４）その他、実施内容の説明に必要と思われる資料

８　納入場所

下記１４に示す所属

９　納入期限

令和９年３月２９日（月）

10　費用の負担

本業務の履行に必要な備品は、受託者が負担すること。

11　業務実施上の条件

（１）委託業務の実施にあたっては、実施内容を県と協議しながら進めること。

（２）上記協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。
（３）業務実施内容の変更により、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。

12　損害賠償

（１）受託者の故意又は過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受託者が賠償の責任を負うものとする。
（２）受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により三重県に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。
（３）受託者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、三重県は一切の責めを負わないものとする。ただし、三重県の責めに帰する場合はこの限りではない。

13　特記事項等

（１）事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
（２）受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
（３）業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
（４）県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
（５）この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存すること。
（６）本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
（７）本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利で、第２７条および第２８条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
（８）受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第２条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
　ア 断固として不当介入を拒否すること。
　イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
　ウ 県に報告すること。
　エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

（９）受託者が（８）イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(10) 障がいを理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第７条第２項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

14　担当部局

三重県観光部観光戦略課　山際

〒514－8570　三重県津市広明町 13 番地

電話：059－224－2830　FAX：059－224－2801

Email：kankost@pref.mie.lg.jp